

平成30年3月12日

各位

名古屋市健康福祉局障害福祉部
障害者支援課

新サービスに係る指定申請に係る注意点について

障害者総合支援法の改正により、平成30年4月1日から自立生活援助、就労定着支援、日中サービス支援型共同生活援助、及び共生型サービス（以下「新サービス」という。）が定められました。

現在のところ、国から一定の指定に係る留意点が示されているものの詳細な解釈等の通知が示されておりません。こうした中で平成30年4月1日以降これらの指定をご検討されている事業者にとっては、下記の内容をご確認いただき、申請手続きを進めていただきますようお願いいたします。

なお、申請書類及び様式については変更となる可能性がございますので、ご了承ください。

1 申請書類

ウェルネットなごや掲載の指定申請書類一覧をご確認いただき、必要書類のご提出をお願いします。

なお、就労継続支援A型事業所を運営している事業者につきましては直近6か月間の生産活動実績確認表もご提出ください。

※就労継続支援A型事業所を運営している事業者が新規で事業所の指定を受けるには、就労継続支援A型事業所において生産活動収入で賃金を賄っている必要があります。

2 平成30年4月1日及び5月1日指定を希望される場合

(1) 事前相談及び申請書類の提出

事前相談のご予約を指定担当（052）972-3965 までお電話にてご連絡ください。

平成30年4月1日指定を希望される場合は、平成30年3月23日（金）17時30分までに、平成30年5月1日指定を希望される場合は平成30年3月30日（金）17時30分までに受け付け、受理した申請書類を審査のうえ、指定を行います。

(2) 申請書類受付から指定通知書の交付までの流れ

今後の国からの通知等によっては、指定基準を満たしているかを確認するために書類の差替えや追加提出、ご来庁をお願いする場合があります。

申請書類が全て整い、本市の審査のうえ、指定基準を満たしていることが確認でき次第指定通知書を交付します。平成30年4月1日指定分につきましては平成30年4月中に指定通知書を発送します。

なお、指定基準を満たしているかについて疑義がある場合は、新サービスであることもあり判断に時間を要する可能性があります。その場合、指定基準を満たしていることを確認してからの指定となることから、ご希望の指定日に指定できないこともありますのでご了承ください。

3 平成30年6月1日以降の指定を希望される場合

あらかじめお電話にてご連絡のうえ、事前相談にお越しくください。指定希望月の前々月末日の17時30分までに受付、受理した申請書類を審査のうえ、指定を行います。(通常の障害福祉サービス等と同じです。)

4 支給決定について

自立生活援助及び就労定着支援につきましては平成30年3月12日時点で支給決定手続きについて国から詳細が示されていないため、後日お示しします。

5 【就労定着支援を申請される方へ】就労定着支援体制加算について

就労移行支援における就労定着支援体制加算については、就労定着支援が平成30年4月から創設されることに伴い廃止されますが、平成30年9月30日までは、就労定着支援サービス費の算定に代えて就労定着支援体制加算を算定することも可能としてされています。

ただし、就労定着支援の指定日以降は、就労移行支援の就労定着支援体制加算は算定できませんのでご注意ください。

※平成30年4月1日指定の申請を行った場合は、就労移行支援に係る平成30年度の介護給付費等算定に係る体制等に関する届出において、**就労定着支援体制加算なし**と記入しご提出ください。

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課
指定指導係 指定担当
電話：(052) 972-3965
FAX：(052) 972-4191